

令和7年度第7回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会第252回審査部会
第259回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
【第2部】

1. 日 時：令和7年11月14日（金） 15:05～15:46
2. 開催方法：対面／Webex ハイブリッド開催
3. 出 席：(五十音順、敬称略)

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

稻見 圭子	小野 敦	正田 卓司
杉山 圭一	豊田 武士	広瀬 明彦
北條 仁	増村 健一 (座長代理)	

化学物質審議会審査部会委員

宇野 誠一	大浦 健	蒲生 昌志 (部会長)
木村 信忠	栗栖 太	河野 久美子
高橋 かより		

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	川嶋 貴治	菅野 純
小山 次朗	白石 寛明 (委員長)	鈴木 規之
渡部 春奈		

事務局

厚生労働省	林化学物質安全対策室長 他
経済産業省	内野化学物質安全室長 他
環境省	近藤化学物質審査室長 他

4. 議題

1. 試験法の改正等について
2. その他

○経産省事務局 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度第7回薬事審議会化
学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第252回審査部会、第259回中央環
境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会（第二部）を開催いたします。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成
立していることを御報告いたします。

なお、第二部は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信
しておりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、配付資料の確認を行いたいと思いますので、議事次第を御覧ください。資料
名の読み上げは割愛させていただきますが、資料は、議題順に資料1-1、1-2、1-
3、1-4、1-5、さらに参考資料といたしまして委員名簿、判定基準、既知見通知が
ございます。不足等がございましたらお知らせください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としております。スムーズな
審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていた
だきます。

まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望され
る場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に部会
長から御指名いただきます。部会長から指名されたら、お近くのマイクをお取りいた
だき、スイッチをオンにし、御自身が所属する審議会の省名とお名前を併せて御発言くだ
さい。御発言が終わりましたら、マイクをオフにお願いいたします。

続きまして、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発
言時以外はマイクをミュートにしていただきますようお願いいたします。御意見、御質問
をいただく際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省
名を御入力ください。部会長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使
用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにして所属する審議会の省名及
びお名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、部会長から順
に発言者を御指名いただきます。会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャット
に御発言内容を御記入いただくようお願いする場合がございます。なお、チャット機能を
御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTubeライブ上には公開さ
れません。システムの動作不良などがございましたら、会議の途中でも結構ですので、事
前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバー

がダウンするなどのトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いいたします。

本日の全体の議事進行につきましては、蒲生部会長にお願いできればと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○蒲生部会長 それでは、これより議事に移らせていただきます。

初めに、本日の会議の第二部の公開について、是非をお諮りしたいと思います。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところでございますが、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とすべき場合には該当しないと考えますので、原則公開といたしたいと思います。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(了承を確認)

それでは、本日の会議の第二部は公開といたします。議事録についてはホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきお願いします。

では議題1、試験法の改正等についてに入ります。資料1-1から1-5を用いて御審議いただきます。事務局から御説明をお願いします。

○経産省事務局 経済産業省事務局です。

まず高分子化合物の試験方法及び判定基準の改正等についてというものにつきまして、資料1-1を用いて御説明させていただきます。

御説明に入ります前に、一つ、お知らせとなりますけれども、委員の皆様限りの資料というものをお配りしております、今回はこちらの資料も踏まえて御審議いただければと考えております。また、本資料について御発言いただく場合は、割合に限り御発言をいただきますようお願い申し上げます。

案内は以上となりますので、資料1-1の説明に移らせていただきます。

まず、今回の高分子化合物の試験方法及び判定基準の改正等についてというところの背景について御説明いたします。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第4条第1項に基づく新規化学物質の届出に関する判定は、その届出のあった新規化学物質について、既に得られているその組成、性状等に関する知見に基づき行うこととされております。具体的には、新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令と、既に得られているその組成、性状等に関する知見とし

ての取扱いについて等に基づき判定を行っております。これら試験法や既知見通知は、知見の蓄積や国際的な整合性等の観点から逐次見直しが行われておりますが、これまでも合理化が図られてきたところです。

新規化学物質のうち、既知見通知 1 に該当する高分子化合物については、高分子化合物に係る評価スキーム、高分子フロースキームと呼んでいますけれども、その結果に基づき判定を行っておりますが、平成 28 年の化審法施行状況検討会の議論を踏まえ、平成 30 年 4 月には安定性試験及び溶解性試験の合理化及び高度化を目的とした高分子フロースキームにおける試験法の改正が行われています。

令和 7 年 7 月に取りまとめられた化学物質審査規制法の平成 29 年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方についての議論を行った 3 省合同審議会では、合理的な規制や制度の運用として、高分子フロースキーム試験の合理化の取組等が説明されました、今後も引き続きの合理化に向けた取組等が求められているところです。

今般、これまでの新規化学物質の審査等における知見の蓄積を踏まえ、高分子フロースキームの合理化に向けた改正案を取りまとめしておりますので、今回御審議いただいた後に、パブリックコメント等の必要な手続を経た上で、既知見通知等の改正を行えればと考えているところです。

具体的な合理化案のところについては、資料 1 - 2 を用いて御説明いたします。ちなみに今回、審議内容が認められた場合については、3. にお示ししております今後のスケジュールにのっとり、手続等を進められると考えております。

○経産省事務局 資料 1 - 2 を用いて、高分子フロースキームの合理化検討概要について御説明いたします。

まず、合理化検討の目的と概要についてです。目的は、先ほど説明いただきましたおり、合理的な規制や制度の運用として NITE が解析・提案した高分子フロースキームの合理化の取組等が報告されておりまして、今後も引き続き合理化に向けた取組が求められているところです。NITE には、これまでに申請された新規化学物質の審査に関する知見が蓄積されており、NITE でこれらの知見を解析した結果に基づき、高分子フロースキームの合理化について提案するものです。

解析対象としましては、平成 22 年から令和 3 年までに申請された高分子フロースキーム試験結果等を用いて判定を受けた合計約 1,500 物質です。これらの物質に対して、経済産業省の委託事業において委託事業者が作成したデータベースを基に、これら 1,500 物質

の構造的・物性的特徴を踏まえ、主鎖の結合の種類、物性に応じて、高分子フロースキーム試験における主鎖の分解、または側鎖の分解の有無について網羅的に解析しました。主鎖の構造、側鎖の構造、物性の3つの観点から、高分子フロースキーム試験における分解の有無について、1,500物質全ての物質に対し解析を実施し、これら3つの要件の組合せによって、自然的作用による変化を生じにくいと考えられる高分子化合物群を見出すことが可能か検討いたしました。

次のページからは、主鎖、側鎖、物性の3つの観点による解析の結果をお示しいたします。

主鎖の解析結果です。グループAで示す構造については、分解された事例がわずかに確認されました。しかし、後述する物性の解析結果で示された要件を満たしているものについては分解が認められませんでした。グループBの構造を持つ主鎖については、分解した事例はありませんでした。委員限りで配付させていただいている資料の2ページを御覧ください。こちらは主鎖の解析データになります。平成22年から令和3年までの高分子フロースキーム試験の結果及び分解度試験を実施した高分子化合物を抽出し、構造ごとの物質数と低分子化した物質の数を抽出したものになっております。高分子フロースキーム試験における主鎖の切断の可能性に加え、生分解による低分子化の可能性がある構造も漏れなく抽出するために分解度試験のデータも考慮しております。したがって、グループAの構造を持つ主鎖については比較的安定、グループBについては安定な物質群となっております。

次に側鎖の解析結果です。側鎖については、下に示している構造については分解した事例がありました。委員限りで配付させていただいている資料の3ページに、平成22年から令和3年までの高分子フロースキーム試験の結果より、側鎖が切断されたものを構造ごとに抽出したものをお示ししております。これらの構造を持つ側鎖については安定とは言えないという物質群になっております。

続いて物性の解析結果です。次に示している要件を満たす主鎖及び側鎖については分解した事例がございませんでした。ここに示している各種溶媒というのは、高分子フロースキーム試験で規定されている溶媒を指しております。委員に限り配付させていただいている資料の4ページに、平成22年から令和3年までの高分子フロースキーム試験の結果により、低分子化した物質数を数平均分子量ごとに抽出したものをお示ししております。また、溶媒に不溶なものについては分子量が測定できなかったため、別途物質数をお示ししてお

ります。これらについては、数平均分子量が大きいものについては安定な物質群であるということが言えます。

これらの主鎖、側鎖、物性の解析結果を踏まえ、高分子フロースキーム合理化案の全体像をお示しいたします。まず既知見通知1を満たす高分子化合物群について、従来どおりですと、右側の高分子フロースキーム試験の結果により評価をしておりましたが、今回提案する合理化に沿ったフローに従って、一部の物質については構造や物性による評価が可能ではないかと提案させていただきます。

合理化フローの詳細について御説明いたします。まず既知見通知1の高分子化合物の定義を満たす物質について、今回のフローが適用されます。1つ目の要件としては、さきに説明したグループA及びBのみで構成されているというものです。次の要件は、グループBのみで構成されているというものです。ここで、YES、YESといったものについては、グループBのみが抽出されているというような状況です。YES、NOといった物質については、グループAのみが抽出されているという状況です。主鎖の要件でYES、YESとなったものについては、主鎖が分解しないというものですので、側鎖の要件を課し、側鎖の要件で分解しなければ、構造及び物性による評価が可能であると考えられます。また、主鎖の要件でYES、NOといった物質や、側鎖の要件でNOとなった物質については、物性の要件を課すことでの自然的作用が生じにくい物質群を見出すことが可能であると考えられます。

フローの右下のものについては、従来どおり高分子フロースキーム試験を行い、審議会の審議を経て判定を行います。また左側の、今回御提案させていただく合理化によって判定を受ける物質についても、審議会での審議を経て判定を行います。今回の合理化では、従来高分子フロースキーム試験で評価していた部分について合理化するものとなっております。人健康及び生態影響に関する毒性評価につきましては、本合理化の対象とはなっておりませんので、引き続き評価のほど、よろしくお願ひいたします。

○経産省事務局 続きまして、資料の1-4と1-5について御説明させていただきます。

まず資料の1-4を御覧ください。新規化学物質の判定及び監視化学物質への該当性の判定等に係る試験方法及び判定基準の改正案となっております。先ほど御説明いたしました高分子フロースキームに関わるところに加えまして、今回蓄積性に関する部分につきましても判定基準の改正を行いたいと考えております。

資料1-4の2ページ目を御覧ください。2ページ目の下、下線が引いてあるところが

あるかと思います。蓄積性の判定に当たっては、水暴露法の濃縮度試験によるB C F、それから分配係数試験による LogPow、餌料投与法によるB M Fの結果を基本といたしまして、必要に応じて排泄試験ですとか、部位別試験の結果を考慮して判断することとしております。さらに、(2) のなお書きのところにおきまして、魚介類の体内における濃縮性その他生物の体内的蓄積性に関する知見がある場合には、これらの知見も考慮して判断することとしております。

P O P s 条約において新たに附属書Aに追加された化学物質を化審法の第一種特定化学物質として指定するに当たっては、それぞれのP O P s 物質についての蓄積性の評価を行っておりますけれども、新規化学物質の審査・判定に用いられている魚類のB C F等のデータに加えまして、魚類ではない生物種における蓄積性のデータや、フィールドデータにおける生物体内からの検出状況等、蓄積性を示唆する各種情報を総合的に考慮した上で第一種特定化学物質への該当性の判断が行われております。

このような総合的判断は、現行の、このなお書きに基づいて実施されておりますけれども、このなお書きの記載内容について、第一種特定化学物質の指定の御審議をいただく中で、どのような場合を想定して、どのようなデータをもって判断を行うのかが必ずしも明確ではないとの御指摘をいただいたところです。このため、これまでのP O P s 物質についての第一種特定化学物質への指定の考え方を踏まえまして、このなお書きについて、記載内容の改正を行い、その運用の明確化を図ることといたしました。

具体的な改正案が、この下線の部分になっております。「なお、第一特定化学物質及び監視化学物質の高蓄積性の判定については、必要に応じ、フィールドデータにおける生物体内からの検出結果等も考慮して総合的に判断する」という改正案を作成しております。これによりまして、P O P s 物質について第一種特定化学物質の指定を行うかどうかの検討を行う際の高蓄積性の判定に当たっては、フィールドデータ等も考慮して判断するということが明確になるものと考えております。

続きまして、資料1－5について御説明いたします。新規化学物質等に係る試験の方法についての改正案です。こちらにつきましても改正を考えております。

改正内容といたしまして、大きく3点ございます。まず1点目は1ページ目の基準物質のところになります。301C相当の分解度試験における基準物質につきまして、O E C D のテストガイドライン301Cに合わせる改正を考えております。

2点目といたしまして、J I Sを引用している部分についての改正です。今まで引用し

ておりました J I S K0102 が廃止されたため、新たに制定されました J I S K0102-1などを引用することとしております。

3点目は、濃縮度試験における試験魚種の記載についてです。資料 1-5 の 3 ページ目を御覧ください。今まで魚種についてヒメダカと書いていたところをミナミメダカに変更しております。

資料 1-4、1-5 の内容につきましても、改正に当たってはパブリックコメントなど必要な手続を経て進めていく予定です。

資料 1-1 から 1-5 についての事務局からの説明は以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

ただいまの内容の中で、資料 1-1 から 1-3 については高分子フロースキームの合理化についての検討ということでございますけれども、高分子フロースキームが御専門の先生方にまずコメントをいただくというところから始めたいと思います。高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 経産委員の高橋です。

本件の合理化案の検討段階から参画させていただいております。2022 年度からになります。平成 22 年度から令和 3 年度まで、化審法上で、経産省に新規化学物質として届出のありました高分子フロースキーム試験等が行われました 1,500 件に関しまして、主鎖及び側鎖の分解の状況等を十分に踏まえて検討させていただきまして、今回の高分子フロースキームの合理化案について、適切であるというように考えております。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。続いて大浦委員、コメントをお願いします。

○大浦委員 経産委員の大浦です。

私もこの合理化案につきましては約 3 年前ぐらいから、検討段階から参画しております、今、高橋先生がおっしゃったように、これまでの主鎖、また側鎖の分解の状況等、こういったものを網羅的に解析されまして、今回の高分子フロー案というのは非常に適切であるというように考えております。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。

それでは、今の点も含めまして、資料 1-1 から 1-5 について御質問等、委員の先生方、よろしくお願ひいたします。鈴木委員、お願ひします。

○鈴木委員 ありがとうございます。前半の高分子フロースキームの合理化ということについて少し質問というか、意見を申し上げます。

まず高橋先生と大浦先生の御意見を伺いましたので、何年か前から検討されてきたということは理解できました。理解はできたのですが、この資料を事前に頂いたので、拝見させていただいて、少し事務局とやり取りをさせていただきました。一番最後に、「委託事業で実施した解析内容」と書いてございまして、恐らく、これを高橋先生、大浦先生が見られたということだと思うのですけれども、ここに参照されている資料を拝見して、さらに質問したところ、参考されている令和5年の報告に載っているものはそのうちの、多分3分の1にも満たない少数の、一部の分析が行われているようでありまして、それ自体はちゃんとできていると思いましたが、そうなっていて、ここに解析対象として書いてある1から4番の項目のごく一部、あるいは対象物質の一部だけについて報告書を出されているという状況です。それ以外のものはないのかと、私はあると思って聞いたのですけれども、とりあえずお示しいただけなかったので、ないのではないかと思っております。そうしますと、私としては、もちろん私は高分子フロースキームの先生方のおっしゃること、それは尊重いたしますが、しかし、だからといって、何も見たことがないものについて結論を判断しろと言われても、それは正直言って判断いたしかねます。ですので、これを判断するに当たっては、しかるべき、少なくとも報告書レベルのものをきちんとまとめていただいて、それを見せていただくことが判断するための前提であると私は思います。

以上です。

○蒲生部会長 ありがとうございます。今の点につきまして、事務局いかがでしょう。

○経産省事務局 事務局からお答えさせていただきます。御指摘のとおり、委託調査以外のところで検討している部分もございますので、こちらは改めて私どものほうでまとめてまして、また御覧いただくような形を取らせていただきたいと思っております。

○蒲生部会長 ありがとうございます。小山委員、お願ひします。

○小山委員 蓄積性について伺いますが、資料1－4の2ページです。なお書きが追加されたということで、今までのP O P s条約との整合性が図られたということかと思いますが、新規化学物質でフィールドデータがあるというのは矛盾していないのですか。新規化学物質はまだ上市されていないわけですよね。それなのにフィールドデータあるというのはおかしくないですか。既存化学物質だったら分かるのですが、新規化学物質でこれが入るというのは矛盾しているように感じるのですが、いかがでしょうか。

○蒲生部会長 事務局、お願ひします。

○経産省事務局 御指摘ありがとうございます。なお書きですけれども、御指摘のとおり、既存化学物質を第一種特定化学物質として指定する場合の規定になってございます。おっしゃるとおり、新規化学物質はそういうデータは想定されませんので、こちらのお書きを適用することはないと考えております。

○小山委員 これは新規化学物質の判定……

○経産省事務局 この判定基準は、表題が「新規化学物質の判定及び監視化学物質～」、となっておりまして、この点御説明しておらず、すみません。

○小山委員 分かりました。

○蒲生部会長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。広瀬委員、お願ひします。

○広瀬委員 本質ではないのですけれども、このフロー図は、運用されるフロー図になるのか。問い合わせ「含まない」に対して YES、NO の選択になっているので、分かりにくいくなとちょっとと思いました。すみません、細かいことです。「ある」に対して YES、NO のほうが分かりやすいかなと思いました。

○蒲生部会長 事務局、お願ひします。

○経産省事務局 運用の際には、皆様と御相談させていただきながら見直したいと思います。ありがとうございます。

○蒲生部会長 ほか、いかがでしょうか。菅野委員、お願ひします。

○菅野委員 用語使いの問題になるのだと思うのですけれども、否定の問い合わせをかけて、それで有る無しでやったときに、万が一にもどっちにも落ちない変なものが出るような構図にだけはしないようにしていただきたいと思うのです。「有る」というので除外に持っていくほうが安全な気がします。この案は、除外法になっていて、やらなくていいというものを固めていくフローですよね。ですから、確実に、簡単に落ちていくフローをまずつくった上で、残りは全部今までどおりという構図にしていただきたほうが安全なのではないかと思います。「無い」の「無い」でいくと混乱する気がします。

○経産省事務局 御指摘ありがとうございました。事務局のほうで検討させていただきます。

○蒲生部会長 白石委員長、どうぞ。

○白石委員長 特に異論はないのですけれども、質問だけです。主鎖の状況というのが

ございますよね。多分、カーボンーカーボンボンドというのは、ほとんど全ての高分子であるのではないかと思うのですけれども、ないとするとシロキサンですかね。それを足しても 1,000 ぐらいにしかならないのです。1,500 というのは、ほかにどんなものがあるのですか。

○蒲生部会長 事務局、お願いします。

○経産省事務局 こちらについては下に注釈があるとおり、一つの物質で複数の構造を有しているものがございまして、合計については 1,500 を超えます。

○白石委員長 ですから、炭素ー炭素というのは普通の高分子だと全て持っているような気がするのですけれども、違うのですかね。あと、シロキサンは多分 C-C ボンドがないものがあるような気がするので、主鎖を考えると、ほかに何か、別に構造があったのか。炭素ー炭素ボンドというのは別の意味なのですか。フェニレン基も炭素ー炭素ボンドを含みますよね。その下にフェニレン基がある。

○経産省事務局 御指摘いただきありがとうございます。このところ、ちょっと言葉の使い方が分かりにくかったかもしれません、モノマーとモノマーの反応点というところで見ておりまして、要するに、例えばアルキル鎖みたいなところまで見ているわけではございません。そこが切れるとは思っておりませんので、その部分は数には含めておりません。

○白石委員長 では、この炭素ー炭素というのは反応点のことを言われているのですか。

○経産省事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○白石委員長 それは誤解を生じやすいような気がします。

○経産省事務局 その部分の記載については一旦見直しとさせていただければと思います。

○白石委員長 ありがとうございます。

○蒲生部会長 鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 先ほどの追加ですが、今、白石先生が質問されていたようなことからも、個別には聞かなかつたのですけれども、私が見ることができた報告書で、ここ対応関係の数とともに、にわかには理解できないものがほとんどでして、何となくは分かるけれども、聞いてみると、例えば今、御説明いただいたような様々な操作なり、解釈なりが入っているようとして、少なくともきちんと御説明いただきなければ理解することは困難ですし、それに基づいて何か判断しろと言われることは、ほとんど私としては不可能だと考えます。

○蒲生部会長 ありがとうございます。事務局、今の点については。

○経産省事務局 改めて、御説明できるようなものを御用意させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○蒲生部会長 オンラインの委員も含め、ほか、御意見いかがでしょう。菅野先生、お願いします。

○菅野委員 私、鈴木先生ほど詳しくないのですが、今、この理解が非常に難しいのではないかという意見を伺ったので、少なくとも鈴木先生がはっきり分かるように整備してからでないと、このフローは今すぐにはオーケーを出せないというように聞こえたのですけれども、そういうことですよね。

○鈴木委員 ノーだと言っているわけではありませんが、イエスだということも言えないので、今の時点で結論を出すことに関して私は同意できませんということです。

○菅野委員 私が心配したのは、「グレー」ができてしまって、運用のときにどちらに入るか、もめることでして、これはこの手のシステムでは一番嫌らしい事態なので、それが、少なくとも鈴木先生の段階で起こらないように整備されてから提案していただくのが一番早道なのではないかと思うのです。ということで、ちょっと確認させていただきました。

○経産省事務局 ありがとうございます。御指摘を踏まえまして、改めて説明資料を御用意いたしまして、再度皆様に御審議いただけるようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○蒲生部会長 今のようなことでよろしいでしょうか。小山委員、お願いします。

○小山委員 先ほどの資料1－1、2ページ目の③のところで、読み上げていいですか。特にイです。「分子量 1,000 未満の成分の含有が 1 %を超えるものであり、生体内への高蓄積性を示唆する知見がなく」、そういう知見というものはあるのですか。こういう構造だと 1,000 未満のものでも蓄積しないという知見があるということですか。

○蒲生部会長 事務局、お願ひいたします。

○経産省事務局 こちらの記載につきましては、濃縮度試験を実施して知見を得るというような運用になります。

○小山委員 でも、最初のところには「蓄積されやすいものでないものとして取り扱う」と書いてあります。これは試験をしないということですね。

○経産省事務局 整理させていただきますと、こここの部分はこれまでどおりの運用とさ

せていただければと思っておりまして、分子量 1,000 未満成分の含有が 1 % を超えないものであれば、今まで蓄積性の試験は不要としていましたので、そこはこれまでどおりと。そして 1 % を超えるものも同じなのですけれども、1 % を超えるものについては、濃縮度試験を求めておりますので、これまでどおり濃縮度試験を求めるにさせていただきます。

○小山委員 この文章がそう読めないのだけれども。

○経産省事務局 ここは今までどおりです。現在、高分子フロースキーム試験を求めているものと同じ書き方にしています。

○小山委員 ちょっと確認します。

○経産省事務局 よろしくお願ひいたします。

○蒲生部会長 ほか、お願いします。どうぞ。

○宇野委員 すみません、確認なのですけれども、資料をもう一回示すのは高分子フロースキームのところで、あとは、このまま反対意見がなければこれで通るという解釈でいいですか。関わっている部分もあるので、教えてください。

○蒲生部会長 まさにそういうことを想定しておりましたので、御意見がありましたら、お願いします。ほか、御意見いかがでしょうか。

そうしましたら、今、宇野委員からも御指摘いただいたように、高分子フロースキームに関わるところに関しては資料を整えるなどして再審議と。今回のその他の部分、資料 1 - 4 のうちなお書きの部分、それから 1 - 5 については特に反対という御意見がないようにお見受けしておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。——そうしましたら、そのようなことで進めさせていただきたいと思います。

以上で御審議としては終了ということで、事務局、お願ひいたします。

○経産省事務局 御審議いただき、ありがとうございました。繰り返しになりますけれども、高分子フロースキームの合理化につきましては再度御審議をいただくということでよろしくお願ひいたします。資料 1 - 4 のなお書きの部分と、資料 1 - 5 の試験法通知の改正につきましては御了承いただきましたので、今後、来年 4 月の施行を目指しまして、手続を進めてまいります。

○蒲生部会長 ありがとうございます。その他として、事務局から何かございますでしょうか。

○経産省事務局 合同審議会（第三部）の審議の開始時間につきまして御連絡をいたし

ます。今から 15 分後の 4 時を予定しております。引き続きよろしくお願ひいたします。

なお、第三部につきましては、新規化学物質に係る審査となりますので、非公開とさせていただきます。YouTube による配信につきましても以上となります。

委員の皆様におかれましては、第三部開始時間の 4 時までにお席にお戻りいただきますよう、お願ひいたします。

○蒲生部会長 以上をもちまして、合同審議会（第二部）を終了いたします。ありがとうございました。

——了——